平成28年分

# 「市・県民税の申告」 が始まります

平成28年分の申告受付が始まります。

平成29年1月1日現在、市内に住所がある人で、下記の「申告が必要な人」は、平成28年1月~12月の1年間に得た所得について申告が必要です。期限内に申告を済ませましょう。

照会先 税務課市民税係 ☎23-8893

#### 申告が必要な人

下記以外でも申告が必要な場合があります。詳しくは問い合わせください。

#### 主な収入が給与の人(パート、アルバイトの人も含みます)

- ○給与収入の合計額が 2,000万円を超える人
- ○給与を2カ所以上から もらっている人
- ○給与や退職所得以外の 所得の合計額が20万 円を超えている人
- 確定申告が必要です
- ○勤務先から市へ、給与 支払報告書の提出がさ れていない人
- ○給与や退職以外の所得 の合計額が20万円以 下の人

市・県民税の申告が 必要です

#### 主な収入が年金の人

所得税の確定申告が不要の人で、扶養控除や生命保険料控除などの各種控除を受ける場合は、市・県民税の申告が必要です。

- ○公的年金の収入の合計 額が400万円を超える
- ○公的年金以外の所得の 合計額が20万円を超 える人

確定申告が必要です

- ○年金所得だけで、新た に各種控除(扶養控 除、生命保険料控除 等)を受けようとする人
- ○公的年金以外の所得の 合計額が20万円以下 の人

市・県民税の申告が 必要です

#### 主な収入が農業や営業の人、不動産による所得がある人

○所得の合計額が、所得 控除の合計額を超えて いる人

確定申告が必要です

○所得の合計額が、所得控 除の合計額を超えない人

市・県民税の申告が 必要です

#### 収入がなかった人

- ○課税所得証明書などの証明書の交付が必要な人 ○国民健康保険税の軽減の対象になる人
  - 市・県民税の申告が必要です

#### 確定申告で所得税が還付される場合もあります

- ・多額の医療費を支払った人(医療費控除を受ける人)
- ・扶養控除や社会保険料控除などを追加する人
- ・平成28年中に勤務先を退職し、年末調整が済んでいない人

#### 申告書へのマイナンバーの記載が必要になります

平成28年分の申告から、申告書へのマイナンバーの記載ととも に、本人確認 (番号及び身元確認) 書類の提示または写しの添 付が必要です。

#### 市・県民税の申告受付会場と受付時間

市·県民税申告会場	開設期間	時間
市役所1階・市民ホール 洞戸事務所、板取事 務所、武芸川事務所 武儀事務所、上之保事務所	<b>2月16日(木)</b> { <b>3月15日(水)</b> (土・日曜日を除く)	午前9時~午後5時

市役所の申告会場では、例年、午前中が混雑する傾向にあります。

申告の内容によっては受付時間が長くなる場合もありますので、時間に余裕をもってお越しください。

#### 市役所で受付できない所得税の確定申告

- 市・県民税の申告会場においても、所得税の確定申告の受付ができますが、次の内容の申告をされる方は、アピセ・関で申告してください。
- ○土地、家屋などを売られた人 ○山林を売るなどされた人 ○損失の申告をされる人(株式売買など) ○青色申告をされる人
- ○贈与税、相続税などの申告をされる人 ○住宅ローン控除の初回の申告をされる人

#### 申告に必要なもの

#### 申告に必要なもののリストです

認印 (スタンプ式などの朱肉を使わない、材質の柔らかいものは不可)

金融機関の口座番号(所得税の還付申告の場合、申告者本人の口座番号が必要です。)

マイナンバー確認書類の写し(①マイナンバーカード、②通知カード及び運転免 許証等の顔写真付きの証明書、③マイナンバーが記載された住民票及び顔写真付き の証明書 ※①②③いずれかの写し)

※収支のわかる書類(主なもの)

昨年の収入(所得) について	必要書類
給与収入がある人	給与所得の源泉徴収票【原本】
年金をもらっている人	公的年金等の源泉徴収票【原本】
不動産所得がある人	収支を計算した収支内訳書
事業 (農業も含みます) 所得がある人	収支を計算した収支内訳書

#### 「源泉徴収票」と記載された ものが必要です。

※例年「年金振込通知書」や「年金額改定通知 書」を持参される人がいらっしゃいますが、 「源泉徴収票」以外では申告できませんのでご 注意ください。



※次の控除を受ける場合の必要書類(主なもの)

控除の種類	必要書類
医療費控除 (年間10万円超または所得の5%のいずれか少ない額超)	医療費の領収書【原本】(平成28年1月~12月支払分) 保険などで医療費が補てんされた場合は、その金額がわかるもの 領収書などは、あらかじめ合計金額の集計をお願いします。
社会保険料控除 (国民年金保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者 医療保険料、任意継続保険料)	控除証明書等【原本】(支払った金額のわかるもの)
生命保険料控除 (一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料)	保険料払込証明書【原本】
地震保険料控除 (地震保険料、旧長期損害保険料)	保険料払込証明書【原本】
障害者控除 (本人、配偶者、あなたが扶養している人について、障害者控除 の申告をする場合)	障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳など 要介護認定者に対する障害者控除については、「障害者控除対象 者認定書」が必要です。市役所高齢福祉課、または各地域事務所で手 続きをお願いします。
寄附金控除	領収書【原本】

#### 市役所会場での申告受付方法

市役所会場では、申告受付を円滑に行うため、申告に必要な書類の整理や計算が済んでいる人から順に受付を行います。 収支計算や医療費の計算などは、事前にご自分で行っていただきますようご協力をお願いします。



## 関税務署からのお知らせ

#### 照会先 関税務署 ☎22—2233

※税務署の電話番号にお掛けいただくと、自動音声によりご案内します。

所得税、消費税及び地方消費税の確定申告および贈与税の申告に関するご相談は「0」(平成29年2月16日(木)から3月15日(水)まで、 ご利用できます。) を、国税に関する一般的なご相談は「1」を、税務署からの照会やお尋ねは「2」を選択してください。

#### 社会保障・税番号 (マイナンバー) 制度について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現す ることを目的として社会保障・税番号 (マイナンバー) 制度が導入されました。

税務署へご提出いただく確定申告書については、平成29年1月から、マイナンバー(個人番号)の記載が必要であるとともに、本人確 認(番号及び身元確認)書類の提示または写しの添付が必要です。

#### 「所得税など」「個人事業者の消費税など」「贈与税」の申告会場と受付時間

申告会場	開設期間	時間				
<b>アピセ・関</b> (関市平和通7丁目5番地1)	<b>2月16日 (木) ~3月15日 (水)</b> (土・日曜日を除く)	午前9時~午後5時 (受付終了時間 午後4時)				
所得税と 2日1日日(小) ※#※*・2日21日(ヘ)						

申告・納付期限は、 贈与税が 3月15日(7K) 消費税が 3月31日(金) です。

○関税務署 (川間町) では、申告書の作成指導は行いません。(申告書の提出のみの方は、関税務署でも受け付けています。) アピセ・関の申告会場では、パソコンを利用してご自分で申告書を作成していただきます。

#### 税理士による無料税務相談所の開設

会 場	開設期間	時間
<b>アピセ・関</b>	<b>2月16日 (木) ~2月28日 (火)</b>	午前9時30分~正午
(関市平和通7丁目5番地1)	(土、日曜日を除く)	午後1時~午後4時

#### ○相談対象者

前年分の所得金額(注)が300万円以下の方で、消費税の課税事業者である場合は平成26年分の課税売上高が3,000万円以下 の方、給与所得者および年金受給者の方。(ただし、譲渡・山林所得がある方、贈与税の申告をする方は除きます。)

(注) 青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額又は事業専従者控除額を控除する前の所得金額

#### 申告書は、国税庁ホームページで作成できます

申告会場に行かなくても、ご自宅のパソコンを使って、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、申告書を作成する ことができます。

作成した申告書は、印刷して郵送等により提出できます。また、「e-Tax (電子申告)」を利用して送信することもできます。 詳しく は、e-Taxホームページをご覧ください。

#### ○復興特別所得税の記載漏れにご注意ください。

申告書の作成にあたっては、「復興特別所得税」欄の記載漏れのないようご注意ください。

#### ○振替納税をご利用ください。

所得税等・消費税などの納付については、便利で安全・確実な「振替納税」をご利用ください。

## 農業委員会制度が改正されました

照会先 農業委員会 ☎23-6765

#### ■ 農業委員会とは

農業委員会は、農地の売買や貸借といった農地に関わる権利移動許可、農地転用に関する意見、農用地 利用集積計画の決定権、遊休農地の調査、新規就農者の相談などを行っています。昨年の法改正により、 28年4月より、農業委員会制度が大きく変更になりました。

#### ■ 農業委員会の役割の強化

農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員会は、農地の権利移動に係る許可などに加え、 農地利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促 進)について、明文化され積極的に取り組んでいくことになりました。

#### ■ 農業委員の定数の変更

今回の制度改正により、農業委員会の会議を機動的に開催できるように農業委員の定数を現行の半数 程度とすることになりました。それを受けて、関市農業委員会の定数は、現在の任期満了(平成29年7月19 日)後には19人になります。

#### ■ 農地利用最適化推進委員の新設

農業委員と連携し、地域における現場活動を推進する役割を担う「農地利用最適化推進委員」が新たに 設置されました。

農地利用最適化推進委員は主に現地での活動を行い、そこで得た地域の声を農業委員会に届けていきま す。

農地利用最適化推進委員は、農業委員会が委嘱し、定数は25人になります。

#### ■│農業委員の選出方法の変更

農業委員の選出方法は、選挙及び市長の選任制から、議会の同意を要件とする市長の任命制へ変更とな りました。

農業委員の構成については、原則として農業委員の過半を認定農業者で構成すること、農業委員会の業 務に利害関係を有しない者を含めることなどが必要になりました。

#### 今回の制度改正に伴い

「農業委員」と「農地利用最適化推進委員」の候補者を募集します。

農業委員会

農業委員

(市長が任命)

19人

農地利用最適化推進委員

(農業委員会が委嘱)

25人

募集期間

2月8日(水)~3月7日(火)

期 7月20日(木)~平成32年7月19日(日)

※推薦・応募の方法など詳しくは、市ホームページなどに掲載します。



#### ~住み慣れた地域でいきいきと自立した生活を送るために~

## 介護予防・日常生活支援総合事業を始めます (4月1日開始)

団塊の世代が75歳を迎える2025年には、関市人口の3割が65歳以上の高齢者になると見込まれています。

全ての高齢者が、地域の中でいきいきとした生活が送れるよう、介護予防を中心とした「介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)」を始めます。

総合事業は、高齢者を見守るなどの支え合いと、サロンや体操教室などで介護が必要になる ことの予防ができる地域づくりを進め、生活に支援の必要な高齢者が、住み慣れた地域で生 活ができるようなサービスを、現在の介護保険サービスにプラスして提供します。

#### 3月31日まで 4月1日以降 変化なし 介護給付(介護保険) 介護給付 要介護認定者(要介護1~5) 要介護認定者(要介護1~5) 予防給付 予防給付(介護保険) 要支援認定者(要支援1.2) 要支援認定者(要支援1.2) 変化なし 訪問看護 福祉用具など 福祉用具貸与など 訪問看護 総合事業 要支援認定者(要支援1・2) デイサービス 総合事業へ変わります 事業対象者 (予防诵所介護) デイサービス ~*/////*'— (通所型サービス) (予防訪問介護) ヘルパー (訪問型サービス)

- \*要支援 1・2 のデイサービスとヘルパーのサービスは、事業が開始しても同等のサービスを統合事業で受けることができます。
- \*総合事業のサービスは、基本チェックリストの実施により事業対象者と決定された方と要支援の認定を受けた方が利用できます。

#### ◎総合事業のサービス内容(利用対象者:要支援1・2、事業対象者)

訪問型	国基準相当訪問型サービス (現行のサービスと同等)	掃除や洗濯、調理などの生活援助のほか、入浴の介助 などの身体介護を行います。
サービス	市独自基準訪問型サービス	掃除や洗濯、調理などの生活援助を行います。
通所型	国基準相当通所型サービス (現行のサービスと同等)	施設での入浴やリハビリなどで身体機能を向上させます。
サービス	市独自基準通所型サービス	施設で楽しく集団での体操やレクレーションを行い、 身体機能、認知機能を向上させます。

### 総合事業のサービス利用の方法

1高齢福祉課・ 地域包括支援センターへ相談 ②必要な方には 基本チェックリスト実施 ③決定(介護保険者証を送付)



決定が出るまでおおよそ1週間程度。介護保険の決定より早くなります。

4地域包括支援センターによる サービス計画作成

⑤サービス利用開始



平成29年4月より高齢者のための在宅福祉サービスが一部変わります

介護予防・日常生活支援総合事業の市独自基準訪問型・通所型サービスに移行するため廃止する事業

①虚弱高齢者ホームヘルパー派遣事業 ②生きがい活動支援通所事業 ③コミュニティ・サポート事業

他サービスにより対応可能であるため廃止する事業

④寝具乾燥消毒サービス事業

#### -部変更となる事業

※赤字が変更したところ

#### ⑤徘徊高齢者探索システム事業

- ◆内 容 高齢者の方が徘徊した場合に居場所を探索 して早期発見するための居場所を知らせる機 器等初期費用の助成を行います
- ◆対象者 徘徊の見られる65歳以上の認知症の方(40 歳以上の介護保険特定疾病対象者も含む) を介護している方
- ◆利用料金 基本料金などを直接システム業者へ支払い

#### ⑦配食サービス事業

- ◆内 容 高齢者向けの栄養バランスのとれた昼食(弁 当)を自宅まで配達します
- 前年の所得税が世帯全員非課税で、次に該当する方 ・65歳以上で一人暮らしの方および高齢者 世帯の方で調理の困難な方
  - ・上記に準ずる身体障害者(1級~3級)の 方で調理が困難な方
- ◆利用日毎日の昼食(お盆、年末年始を除く) ※地域 により異なります
- ◆利用料金 利用者負担第1段階(所得税が世帯非課税で老 齢福祉年金を受けている方、生活保護を受けて いる方) 1食350円

利用者負担第2段階(所得税が世帯非課税で第 1段階に該当しない方) 1食440円(弁当の実 費程度の代金を利用料としていただきます)

#### ⑥高齢者いきいき住宅改善助成事業

- ◆内 容 高齢者の方が自宅で安全に生活できるよう、 65歳以上の方の専用居室、浴室、洗面所、 台所、便所など床段差解消や手すりの取り付 けなど住宅改修費の一部を助成します
- ◆対象者介護保険を利用して住宅改修を行う方
- ◆利用助成金 工事費の限度額 25 万円 ※所得税課税額に応じて利用者負担が必要 介護保険の住宅改修制度を優先して利用(介 護保険の対象経費に助成額を加算)

#### 8緊急時ショートステイ事業

- 容 家族が葬祭などで不在の時にひとりにしてお くことが心配な高齢者または虐待や生活困 窮等により緊急に保護を必要とする高齢者の 方を一時的に施設で預かります
- ◆対 象 者 一時的に養護を必要とする65歳以上の方で、 虚弱な高齢者、または要介護認定者(要支援 1~要介護 5)
- ◆利用期間 利用期間限度 1回の利用につき連続14日 以内
- ◆利用料金 高齢福祉課までお問い合わせください

照会先 高齢福祉課 **23-7730** 

## 4月から公共施設の料金を改定します

#### ~利用者と市民の負担を公平に~

◆照会先 財政課(☎23-7709)

本市はこれまで教育文化施設や公民館、スポーツ施設など多くの公共施設の整備を進め、住民福祉の向上を図ってきました。

これらの施設には、維持管理のための経費が多くかかり、その多くは市民の皆さんからの税金と施設を利用する方からの使用料などでまかなわれています。市が経費の縮減や効率化に努めるのはもちろんですが、使用料については、長年にわたって据え置かれたものも多くあり、社会経済の状況変化に伴い、施設を利用する方と利用しない方との均衡などを考慮した適正な施設使用料とする必要があります。

施設を利用する方に相応の負担を求めるにあたっては、利用者負担の原則のもと、利用者の負担割合と公費(税金)の負担割合についての考え方を明確にすることが必要です。

そうしたことから今回、統一的な使用料の設定基準を定め、その基準に基づき、公共施設の使用料の一部を改定しました。また、今回の改定に伴い、高校生、高齢者などの年齢による区分や、障がい者など利用者の性格に配慮した区分を一部の施設に新設しました。

4月から新料金を適用します。皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

#### 使用料算定の考え方

#### (1)利用者負担の原則

施設を利用する人と利用しない人との公平化を図るため、利用者負担を原則として使用料を算定します。ただし、利用者に一律の負担を求めるのではなく、施設のサービスの性質に応じて利用者負担と公費負担の割合を設定します。

#### (2)算定方法の明確化

使用料は、「原価 (施設の管理運営に係る経費)」と施設ごとに「利用者負担率」を設定して算定します。

#### 【使用料の算定イメージ】

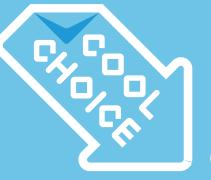


#### 主な施設の使用料の改定内容

※下記は、今回の改定内容の一部を記載したものです。詳細は市ホームページをご覧になるか、担当課へお尋ねください。

施設名	改定の一例	料	金	照会先
<b>他</b> 故石	「大足の一例	旧	新	<b>照</b> 五兀
総合福祉会館	・3-1~3-3会議室 9:00~17:00	1,600円	1,400円	福祉政策課 公23-9031
武芸川健康プール	•高校生	400円	200円	保健センター な24-0111
田原リフレッシュ農園	•1区画	5,000円	7,000円	農務課 ☎23-7705
アピセ・関	•文化教養室 13:00~17:00	580円	500円	
/ こで・  関	・第2研修室 13:00~17:00	420円	400円	商工課 ☎23-6752
勤労会館	•小会議室 13:00~17:00	300円	250円	

11-5		料	 金		
施設名	改定の一例	旧	— 新	照会先	
関鍛治伝承館	・大人	200円	300円	観光交流課 ☎23-7704	
ナナスシレン・カ	・パソコン研修室(一般) 13:00~17:00	6,000円	2,000円	まなびセンター	
まなびセンター	・コスモホール 高校生、高齢者	300円	150円	<b>☎</b> 23-7760	
中中八尺統	・多目的ホール(平日) 13:00~17:00	6,000円	5,000円		
中央公民館	・料理実習室 13:00~17:00	2,000円	1,800円		
	・アリーナ 13:00~17:00	6,000円	5,000円	生涯学習課	
武儀生涯学習センター	・多目的ホール(平日) 13:00~17:00	6,000円	4,400円	<b>☎</b> 23-7777	
	・大会議室 13:00~17:00	1,200円	1,000円		
安桜ふれあいセンター	・大会議室 13:00~17:00	480円	600円		
文化会館	・大ホール(平日) 13:00~16:30	18,370円	19,000円		
入化云铝	•第5会議室13:00~16:30	600円	500円		
円空館	•一般	200円	250円		
	・高校生	200円	無料	文化課	
	•一般	200円	250円	<b>13</b> 24-6455	
洞戸円空記念館	・高校生	200円	無料		
篠田桃紅美術空間	•一般	300円	400円		
除四化社夫侧空间	・高校生	300円	無料		
	・メインアリーナ 13:00~17:00	6,800円	8,000円		
総合体育館	・温水プール 高校生	400円	200円	スポーツ推進課 ☎23-7766	
	・トレーニングルーム 一般	100円	150円		
市民球場	・全日	6,300円	8,000円		
陸上競技場	・グラウンド 全日	20,000円	22,000円		
	・大人	310円	400円		
中池市民プール	•高校生	310円	200円		
	・高齢者、障がい者	310円	100円		
十六所グラウンド(東)	•13:00~17:00	1,570円	1,500円	中池公園事務所	
洞戸運動公園	•13:00~17:00	6,300円	5,000円	<b>☎</b> 24-0214	
上之保ふるさと広場(北)	•13:00~17:00	1,570円	600円		
武芸川テニスコート	•13:00~15:00	600円	500円		
中池体育館	·体育室 高校生以上 13:00~17:00	1,050円	1,000円		
武芸川体育館	・体育室 高校生以上 13:00~17:00	2,100円	1,500円		
中池自然の家	・児童、生徒及びその指導者(1泊)	210円	300円		





## みんなで考えよう COOL CHOICEで STOP 地球温暖化!

## **ワクワク EV-PHEV** 試乗会&トークシ at 道の駅平成

2/5 日 12:40 開場 (14:40 終了)

2/4 ± · 5 ® · 12 ®

開催時間 10:00~16:00

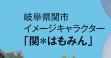
岐阜県関市「道の駅平成」

岐阜県関市下之保 2503-2

関連情報 HP: http://www.city.seki.lg.jp/0000010479.html

お問い合わせ先: COOL CHOICE イベント事務局 ☎03-6228-5694

関市役所商工課 ☎0575-23-6752



「ミナモ」

モータージャーナリスト 御堀直嗣さん 他

電気自動車な

トークショー、EV·PHEV試乗会に 参加され、COOL CHOICEにご賛 同頂いた方に粗品を進呈します。

ゴライトさん

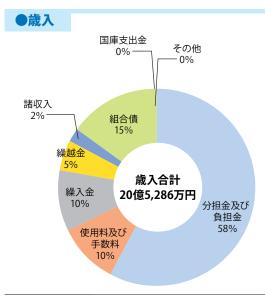
#### 平成27年度 中濃地域広域行政事務組合一般会計決算の状況

#### ◆照会先 中濃地域広域行政事務組合事務局 (☎ 25-1411)

中濃地域広域行政事務組合一般会計の決算状況についてお知らせします。

一般会計の歳入決算額においては、基金の取崩しにより繰入金の増加があったものの組合債の減少や国 庫支出金の減少により、前年度と比較して 2.7% 減の 20 億 5,286 万円となりました。

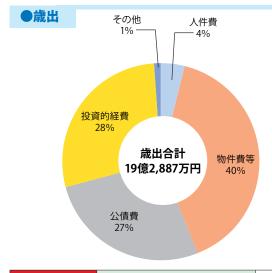
歳出決算額においては、その他の補助費等が増加したものの、平成25年度から平成27年度にかけて 行った溶融施設基幹的設備改良工事は最終年度のため投資的経費が減少したことにより、前年度と比較し て 3.7% 減の 19 億 2,887 万円となりました。



区分	平成27年度	平成26年度	増減額	増減率 (%)
分担金及び負担金	11億9,592万円	11億7,870万円	1,722万円	1.5%
使用料及び手数料	2億 641万円	2億 76万円	565万円	2.8%
繰入金	1億9,316万円	150万円	1億9,166万円	12,777.3%
繰越金	1億 580万円	2億4,427万円	△1億3,847万円	△56.7%
諸収入	4,286万円	4,464万円	△178万円	△4.0%
組合債	3億 480万円	3億6,190万円	△5,710万円	△15.8%
国庫支出金	0万円	7,609万円	△7,609万円	皆減
その他	391万円	193万円	198万円	102.6%
歳入合計	20億5,286万円	21億 979万円	△5,693万円	△2.7%

用語の 説明

分	担	金	及	び	負	担	金	関市、美濃市からの負担金
使	用	料	及	び	手	数	料	直接搬入される廃棄物の処理にかかる手数料
繰			J				金	基金 (中濃地域広域行政事務組合の貯金) の取崩し
繰	越 盆		金	前年度繰越金				
諸	収 入		入	施設から排出される有価物(スクラップ等)の売却収入				
組	合 債		合 債 施設を整備するための組合の借入金		施設を整備するための組合の借入金			
そ			0	)			他	基金の運用益等



区分	平成27年度	平成26年度	増減額	増減率 (%)
人件費	6,895万円	5,213万円	1,682万円	32.3%
物件費等	7億7,372万円	7億9,492万円	△2,120万円	△2.7%
公債費	5億2,129万円	5億2,034万円	95万円	0.2%
投資的経費	5億4,406万円	6億2,337万円	△7,931万円	△12.7%
その他	2,085万円	1,323万円	762万円	57.6%
歳出合計	19億2,887万円	20億 399万円	△7,512万円	△3.7%

人	f	<b>4</b>	費	組合、施設管理にかかる人件費
物	件	費	等	施設の運転管理にかかる費用
公	ſ	責	費	ごみ処理施設整備事業の償還金
投	資 6	内 経	費	施設の工事費用(溶融施設基幹的設備改良工事等)
そ	C	り	他	補助費及び積立金等